乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

地方税法施行令第九条の十五の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された利子割交付金の額の合算額に一・二一を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額

［二・三　略］

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に一・二五三を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に一・三六一を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（ゴルフ場利用税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の五　ゴルフ場利用税交付金の基準額は、地方税法第百三条の規定によつてゴルフ場利用税交付金を交付されるべきゴルフ場所在市町村について、当該市町村の所在する都道府県の条例により定められた当該年度の四月一日現在のゴルフ場に係る一人一日当たりの税率（これにより難いと認められる場合は、総務大臣が定める率）に一九二を乗じて得た額に、総務大臣が調査した前年の三月一日からその年の二月末日までの当該市町村のゴルフ場（その年の三月三十一日までに廃止されたものを除く。）ごとの延利用者数の一日当たりの数（当該ゴルフ場が二以上の市町村の区域にまたがつて所在する場合には、当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によつて按分した数とし、一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・九四一を乗じて得た数（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た額の合算額とする。

（自動車取得税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の六　自動車取得税交付金の基準額は、指定都市にあつては地方税法第百四十三条第一項に係るもの（以下「市町村道分」という。）及び同法同条第二項に係るもの（以下「国府県道分」という。）ごとに第一号に定める方法によつて算定した額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第二号に定める方法によつて市町村ごとに算定した額とする。

一　指定都市の基準額

算式

（A×B）×0.75

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した自動車取得税交付金の指定都市別の市町村道分又は国府県道

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

地方税法施行令第九条の十五の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された利子割交付金の額の合算額に一・一一を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額

［二・三　同上］

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に〇・九三二を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に〇・九三二を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（ゴルフ場利用税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の五　ゴルフ場利用税交付金の基準額は、地方税法第百三条の規定によつてゴルフ場利用税交付金を交付されるべきゴルフ場所在市町村について、当該市町村の所在する都道府県の条例により定められた当該年度の四月一日現在のゴルフ場に係る一人一日当たりの税率（これにより難いと認められる場合は、総務大臣が定める率）に一九二を乗じて得た額に、総務大臣が調査した前年の三月一日からその年の二月末日までの当該市町村のゴルフ場（その年の三月三十一日までに廃止されたものを除く。）ごとの延利用者数の一日当たりの数（当該ゴルフ場が二以上の市町村の区域にまたがつて所在する場合には、当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によつて按分した数とし、一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・九八二を乗じて得た数（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た額の合算額とする。

（自動車取得税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の六　自動車取得税交付金の基準額は、指定都市にあつては地方税法第百四十三条第一項に係るもの（以下「市町村道分」という。）及び同法同条第二項に係るもの（以下「国府県道分」という。）ごとに第一号に定める方法によつて算定した額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第二号に定める方法によつて市町村ごとに算定した額とする。

一　指定都市の基準額

算式

（A×B）×0.75

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した自動車取得税交付金の指定都市別の市町村道分又は国府県道